

ひろしま 県民だより

広島県の **今** を伝える。

特別号 第335号平成26年(2014年)



広島市安佐北区災害ボランティアセンター(ボランティア希望者の受付にて)

災害に強い
広島県を目指して
〈知事メッセージ〉

このたびの災害により犠牲となられました方々に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

また、災害発生時からこれまで、生活支援物資の提供や、土砂の撤去、家屋の片付けなど、様々な面で、被災者の生活支援に取り組んでいただいているボランティア、企業、団体、個人、事業者の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

災害発生から2か月以上が経過しますが、依然として避難所での生活を余儀なくされている方や、自宅に戻られたものの二次災害や今後の生活再建など、様々な不安を抱えておられる方がいらつしやいます。広島県は、国や広島市と連携しながら被災された皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、全力で取り組んでいるところです。

一方、この度の災害では、自主的に判断して避難行動をとる自助や、地域において助け合う共助の大切さについて改めて認識させられました。このため、県民の皆様が「自らの判断で命を守る」行動がとれるよう、新たに県民総ぐるみ運動を展開することとし、そのための条例を検討してまいります。

同時に、これまで行政が取り組んできたハード・ソフトそれぞれの対策も強化を図り、自助・共助・公助をうまくかみ合わせて、効果的な減災の取組を進めてまいります。

共に「災害死ゼロ」を目指し、災害に強い広島県をつくりましょう。

広島県知事 湯崎 英彦

平成26年8月豪雨災害

平成26年8月19日から20日にかけて局地的に降った雨は、広島市安佐南区及び安佐北区において観測史上最大の雨量を記録しました。この集中豪雨により多数の土石流など大規模災害が発生し、死者74名、負傷者44名、被害家屋4,500棟以上となる甚大な被害をもたらしました。

改めましてここに犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の県民だよりでは、この度の災害を踏まえた県の対応とともに、防災・減災対策の実効性を高めるための情報について特別号としてお届けします。

◎復旧工程(概略)

区分	平成26年度		平成27年度	平成28年度以降
	8月20日時点	9月5日時点 発災後1か月~1か月半		
避難地域	→	ファイヤーセンサー設置		
	→	応急復旧計画策定		
	→	道路土砂撤去		
	→	インフラの復旧(電気・上下水道)		
	→	宅地内土砂・がれきの撤去		
砂防・治山	→	道路等の本復旧		
	→	流路確保大型土のう設置		
	→	砂防・治山ダムの除石		
	→	土砂災害警戒区域等の調査・指定		
がけ	→	緊急の砂防・治山事業		
	→	調査・計画策定		
	→	通常の砂防・治山事業の加速		
その他	→	緊急の急傾斜事業		
	→	調査・設計		
がれきの処理	→	通常の急傾斜事業		
	→	緊急復旧		
河川・水路	→	調査・設計		
	→	工事の実施		
がれきの処理	→	緊急復旧		
	→	がれきの保管		
		→	本格処理	

応急復旧計画の策定
この連絡会議での検討を踏まえ、9月5日には、被災地区ごとに、大型土のうの設置や道路上の土砂撤去、砂防ダム・治山ダムの除石など工事の進め方等を記載した応急復旧

応急復旧計画の策定

この度の大規模な災害に対しては、発災直後から救助、応急対応、復旧までの行程を関係機関が連携して迅速かつ機動的に取り組みため、国及び広島市等関係機関と合同して対応に当りました。8月26日には、被災現場の復旧のために必要な課題の解決を迅速かつ包括的に進めるため、国・県・広島市で構成する「応急復旧連絡会議」を設置して緊急に現地調査を行い、応急復旧計画の検討に当たりました。

国・広島市等との連携

この度の大規模な災害に対しては、発災直後から救助、応急対応、復旧までの行程を関係機関が連携して迅速かつ機動的に取り組みため、国及び広島市等関係機関と合同して対応に当りました。

復旧事業のイメージ



現在、がけ地や土砂の堆積箇所等の工事のための調査にとりかかっており、年内には、がけ崩れの防止や砂防・治山ダムの緊急工事に入り、平成27年度末までの完了を目指して取り組んでいきます。また、道路や河川については応急復旧を終えた段階であり、平成27年度末までに復旧工事の完了を目指して取り組んでいきます。

復旧の見通し

旧計画を策定し、復旧工程を明らかにしました。

復旧計画・復旧の見通し

この度の災害に係る県の対応について 1

災害復旧事業



補正額
36億円

■被害を受けた道路・河川、農地・水路、県立学校や交通標識などの復旧費

応急対策・被災者支援・新たな減災対策等



補正額
16億円

■避難所の設置や被災された方々への食料品の提供等
■災害弔慰金、災害見舞金等
■災害ボランティアの支援
■減災に向けた県民総ぐるみ運動 など

住宅の提供、県税の減免など



補正額
102億円

■県営住宅や県公舎の無償提供
■県税や各種手数料の減免
■被害を受けた事業者への低利融資 など

災害関連事業



補正額
102億円

■砂防ダムや治山ダム等の緊急整備
■土砂災害警戒区域指定を促進するための調査費
■国が実施する砂防ダム等の緊急整備に関する負担金
■道路上や砂防ダム内の土砂等の撤去 など

この度の災害による甚大な被害に対し、被災された方々への支援や災害復旧事業、災害の再発や被害の拡大を防止するための経費について、9月補正により予算措置を行いました。避難所の設置や食料品の提供等の応急対策のほか、家屋が損壊された方への災害見舞金の支給など、被災された方々の生活再建に向けた各種支援に必要な経費を計上して

このほか土砂災害警戒区域の指定を促進するための調査や、災害発生時の被害を最小限に抑えるための、減災に向けた県民総ぐるみ運動など、ソフト対策の経費も計上しています。

9月補正予算で154億円計上

います。

また、被害を受けた道路・河川、農地・水路、県立学校、交通標識などの復旧や、二次災害の危険性が高い箇所を中心とした砂防・治山ダム等の緊急整備、土砂等の撤去などに必要な経費を計上しています。

8月豪雨災害対策補正予算の状況

この度の災害に係る県の対応について 2

ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進

広島県では防災・減災対策として、砂防ダムや堤防などのハード対策に加え、土砂災害警戒区域の指定や防災意識の醸成などソフト対策も推進し、ハード・ソフト両面から一体的かつ総合的に取り組んでいくこととしています。ここでは、主にソフト対策について掲載しています。

県民総ぐるみ運動

新たな県民運動

災害時の被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト両面での取組をこれまで以上に強力に進めていくことに加え、県民の皆様に、自らの判断に基づき「命を守る行動」や、地域ぐるみで安全を確保する行動をとっていただくことが大切です。このため、県民の皆様にとっていただきたい「命を守る行動」、「普段から備える行動」を柱とした県民総ぐるみ運動を来年度から展開していきます。

目指すべき姿

“災害死ゼロ”

災害に強い広島県の実現

行動目標

命を守るために、県民自ら、災害の危険性を『知り』、災害発生をいち早く『察知』し、適切に『行動』できるとともに、普段から、災害を『学び』、災害に『備える』。

主な検討項目

I.「命を守る行動」

行動	1.知る	2.察知する	3.行動する
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ●危険箇所の共有 ●普及啓発の強力な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報入手方法の周知 ●情報提供手段の拡充 ●自主避難の判断基準となる情報源の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難方法の確立と避難場所の周知

II.「普段から備える行動」

行動	1.学ぶ	2.備える
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ●防災教育の推進 ●自主防災活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災グッズの常備 ●地域住民による安全確保 ●災害に強い建築物の推進

危険から身を守るための情報の取得

「広島県防災Web」では、雨量、河川の水位などの観測情報や、避難勧告・避難所開設等の緊急ニュース、台風や地震、津波などの気象情報等をまとめて入手することができます。土砂災害の危険箇所や高潮・津波の浸水想定図などの情報もここから確認できます。

広島県防災Web



【広島県防災Web】<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp>

自分の住んでいる地域のどこにどんな危険があるかを知る

「土砂災害ポータル」では土砂災害警戒区域・特別警戒区域図など、また「高潮・津波災害ポータル」では高潮や津波の浸水想定図などを見ることが出来ます。これらの図面を確認することで自分の住んでいる地域のどこにどんな危険があるかを把握し、日ごろから災害に対して備えておくことが大切です。

どこへ逃げればよいかを知る

広島県が提供する「土砂災害危険箇所図」「高潮・津波浸水想定図」などをもとに、市町がハザードマップ（被害想定範囲を示した地図）を作成しています。「土砂災害ポータル」では、自宅から避難場所までの経路等を自分で書き込み、オリジナルのハザードマップを作成することもできます。あらかじめ具体的な避難場所や避難経路等を決めておくことが大切です。

いつ逃げるかを知る

防災Webや各ポータルから注意報・警報・特別警報などの発表状況を確認することができます。また、降雨の状況が土砂災害発生のおそれのある水準を超えているか、3時間以内に超えることが予想されるかといった、土砂災害の危険度についても「土砂災害危険度情報」で確認することができます。危険を感じたら早めに避難することが大切です。

ホームページを利用できない場合

防災Webや各ポータルなどが利用できない場合でも、土砂災害危険箇所図や、土砂災害警戒区域・特別警戒区域図、高潮・津波浸水想定

図などは、市役所や町役場で見ることが出来ます。詳しくは市町の防災担当課へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域図



土砂災害危険度情報画面



3時間後までの基準値超過箇所を表示

高潮浸水想定図



備えがあれば安心!わが家の安全対策をしよう!

- 家具類は、器具や留め金などで固定し、転倒を防止 ●ブロック塀や石塀の点検・補強で倒壊を防止
- 食料、飲料水、生活必需品の3日分を備蓄 ●非常持ち出し袋に下記のをセットし、持ち出しやすい場所に用意



平成26年広島県大雨災害義援金の受付・募金箱の設置

被災者の皆様を支援するため、「平成26年広島県大雨災害義援金」を受け付けています。皆様からいただいた義援金は、被災地の市町を通じて被災者へ配分します。

- 詳細は
- 問合せ / 健康福祉総務課 TEL082(513)3023



豪雨災害により被災された皆様へ

県税の減免・猶予

この度の豪雨災害により被害を受けられた場合には、
県税の減免や納期限の延長、納税の猶予などを受けることができます。

◎減免

対象税目	概要	対象年度等
個人事業税	自己の所有する事業用資産、住居、家財について、災害を受けた方 (※一定の所得以下の方に限ります) 【減免率】 所得区分及び損害率に応じて25/100~100/100、保険等の補填金相当を除きます。	平成26年度課税 (平成26年8月)
不動産取得税	次の1、2のいずれかに該当すれば減免の対象となります。 1、不動産を取得した日から6か月以内に災害によりその不動産が滅失又は損壊した方 2、災害によって滅失又は損壊した日から2年以内代わりの不動産を取得された方 【減免率】 {被災前価格 - (被災後価格+保険等の補填金)} × 税率	平成26年度以降 (随時)
自動車取得税 【新設】	災害により滅失し、又は損壊した自動車を抹消登録し、これに代わる自動車を災害から6か月以内に取得した方 【減免率】 代替自動車の自動車取得税額(全額)	平成26年度以降 (随時)
自動車税	災害で損壊したことにより、自動車が運行不能となり、災害から6か月以内に修理が完了した方 【減免率】 年税額×修理による運行不能月数/12 自動車が災害により運行不能となり解体・抹消登録した場合には、申立により、運行不能となった日の翌月から解体・抹消登録までの期間を減額できます。	平成27年度課税 (平成27年5月)

◎納税の猶予

災害により、納税者又は特別徴収義務者の財産が被害を受けた場合は、1年以内(場合によっては2年)に限り、納税が猶予される場合があります。

◎納期限などの延長

災害により、期限までに申告や納税ができないときは、その災害が止んだ日から、2か月以内に限り、申告期限又は納期限が延長されます。

◎納税証明交付手数料の免除

被災者が、その復旧等に必要な資金の借入れ等の手続きのために納税証明書の交付を申請した場合は、手数料を免除します。

- 申請方法 / 申請書に市町長の証明書(り災証明)を添付し、各県税事務所に提出してください。

- 詳細は
- 問合せ / 税務課 TEL082(513)2328

紙面に対する
ご意見や感想を
お寄せください。

抽選で **10名様に粗品を
プレゼントいたします。**

【締切】11月30日(日)消印有効 【宛先】〒730-8511(住所不要)広島県庁広報課 【要項】はがきに住所・名前(ふりがな)・年齢(〇歳代)・県民だよりのご感想(今回の掲載内容について)を明記の上、郵送してください。
※個人情報、プレゼント発送と読者層の調査のために利用します。なお、ご感想を県HPに掲載させていただく場合があります。

人口 **2,833,454人** (昨年同月より6,763人減) 世帯数 **1,233,140世帯**
男 **1,366,958人** 女 **1,466,496人**
※平成26年(2014年)9月1日現在 出典:広島県人口移動統計調査

掲載内容を、県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dayori/201410-index.html>

携帯電話から情報をご覧の場合は、右のQRコードを読み取ってください。▶



県民だよりに関する
お問い合わせは、

広島県総務局
広報課

住所 / 〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL / 082(513)2372 FAX / 082(228)4429
Eメール / soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

次回の「県民だより」は平成26年12月1日(月)に発行します。
「県民だより」は、県の施設、市町窓口、県内の主なコンビニエンスストア・スーパーなどでも配布しています。また、点字版・録音版も発行していますので、ご希望の方は広島県総務局広報課へご連絡ください。

あなたに役立つ情報をお届けしています。

広島県公式 twitter
http://twitter.com/hiroshima_pref

広島県公式 facebookページ
<http://facebook.com/pref.hiroshima>

広島県のホームページ
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

